

氏名 <small>(法人にあっては名称)</small>	三井不動産株式会社
住所	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
計画期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日
基準年度(*1)	令和3年度

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	不動産業、物品賃貸業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：6911)
事業の概要	不動産事業を行っており、主としてオフィスビルの賃貸事業、商業施設の賃貸事業を行っています。

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

「ESG推進委員会(委員長:社長執行役員、事務局:サステナビリティ推進部)」のもとに「ESG推進部会」を設置し、部門別の年度目標を設定し、環境方針の対象となるグループ会社とともに環境への取り組みを計画的に推進しています。
--

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和3年度	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	4,528 t-CO ₂	4,437 t-CO ₂	2.0 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		4,437 t-CO ₂	2.0 %
目標設定の考え方	前年度比1.0%以上の温室効果ガス削減として取組を実施し、基準年度比で計画期間3年度間の平均値として2.0%の温室効果ガス削減を目指すものとします。		

- *1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- *2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- *3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- *4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- *5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- *6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和3年度	令和4~令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$
貸事務所業	0.08274	0.08108	2.0 %
不動産賃貸業	0.01973	0.01933	2.0 %
			%
原単位の指標及び目標設定の考え方	前年度比1.0%以上の温室効果ガス削減として取組を実施し、基準年度比で計画期間3年度間の平均値として2.0%の温室効果ガス削減を目指すものとします。		

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

本制度における基本対策、目標対策を参考に、以下の対策を実施します。

- ・ BEMS を利用したエネルギー消費状況の詳細分析と更なる省エネ運転管理の推進
- ・ 空調・換気設備等の運転時間、照明点灯時間見直しにおけるCO2削減
- ・ 一部消灯による運用改善でのCO2削減
- ・ 平日昼間のバックヤードエレベータの間引き運転
- ・ 熱源機、空調機、空調ポンプ、照明器具などの高効率型機器、トップランナーの導入検討と実施
- ・ 客室ファンコイルユニットの整備による熱効率の向上
- ・ バックヤード照明・空調スイッチへの省エネ啓発シール貼付とON/OFF管理の徹底
- ・ テナントへの具体的な目標および達成状況の提示と、省エネ対策への協力依頼
- ・ テナントの改装や機器更新時における高効率型機器の導入依頼
- ・ バックヤードにて階段利用を推奨する掲示を実施

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値(*8)の活用等)

特になし

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

【環境への取組方針】
 三井不動産グループでは、「グループ環境方針」のもと「環境負荷の低減 (Load reduction)」「安全・安心、快適性の向上および持続可能性の確保 (Quality improvement)」「様々な主体との多様な連携・協力 (Cooperation)」の3分野を一体的に推進することを取り組みの方針として、環境活動を行っています。
 各事業所では、環境効率性の向上と環境負荷の低減、省エネルギー・省資源と廃棄物削減、汚染の防止に努め、地球温暖化対策と循環型社会の形成を目指します。

5 その他の取組

以下の取組を継続実施します。

- ・ 環境省主催のライトダウンキャンペーンへの参加
- ・ ごみの分別と計量による廃棄物量の適正把握
- ・ アルカリイオン水使用による洗剤の削減
- ・ 入居テナントへの省エネ啓蒙活動
- ・ 駐車場ナンバー認証システムによる紙の排出削減

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。
 *8 環境価値とは、ワットレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。